

県民健康調査の闇

著者：日野行介
岩波新書

120781114 漆崎昌尚

1.取材開始

a.)2012年4月22日

労働者の被曝問題の集会

被曝線量のインターネット調査システム

→公開直前に中止→なぜ？

b.)情報公開請求

調査報道の意義

ア.)ニュースの中核を構成

イ.)不正や不適切な行為を明示

c.)中止の理由

ア.)住民の不安

イ.)県の調査の中

d.)不可解な福島県の対応

ア.)調査システムのため開発費
国から1000万円

イ.)有効なネット調査の中止

→より大きな問題

2. 県民健康管理調査とは

a.) 主導権は県に

国が直接調査

→ 地元自治体に依存

→ 主導権は県が所持

b.) 調査目的の変更

安全か確認

→ 不安の軽減

c.) 調査の概要

ア.) 超音波検査

イ.) 健康診査

ウ.) こころの健康度・生活習慣の調査

エ.) 妊産婦に関する調査

3. 甲状腺がん、見つかる

a.) はしかの疑惑

全身の発疹・高熱

b.) 甲状腺がん

20歳まで2年毎

以降は5年毎

c.) シナリオ通りの質問

ア.) 1人甲状腺がんが発見

イ.) チェルノブイリで甲状腺がんが多

発

→ 病気と被曝の因果関係の立証は困難

→ 被曝の影響は皆無

4.シナリオ

a.) すり合わせは皆無
秘密会が発覚
→ 県民への裏切り
意見の調整は皆無

b.) 驚きの調査報告書

ア.) 発言の調整の皆無

イ.) 準備会の存在・内容の口止めの皆

無

5.改竄された議事録

a.)議事録を急遽作成

国の会議で議事録の未作成は大問題
→議事メモから急遽作成

b.)一部を除外

不除外のメモを何度も要求

c.)何を除外

7ページ分の除外

ア.)秘密会の存在の証明箇所

イ.)インターネット調査の箇所

ウ.)内部被曝の調査

d.) 稟議書

被曝検査の部分が除外

→恣意的に改竄

6.甲状腺検査

a.)原発事故と甲状腺がん

甲状腺検査の真相の必要性

→子供の命と健康に関連

→関心は高い

b.)情報公開請求の方法

閲覧か送付か請求書に記載

c.)不十分な情報開示

通知の中に判定結果

→検査レポートは皆無

d.)次々と甲状腺がん患者
計10人のがん患者
→福島原発の付近
→因果関係に関心が集中

e.)たった3人

ア.)被曝の影響は少ない

イ.)手術も普通

→親の心境を逆なで

f.)検査の精度

f.)検査の精度

ア.)検査結果の違い

イ.)真剣な検査か疑問

7.批判

a.) 弁護士は就任せず

弁護士、報道関係者は不在
→人材の重要性を再確認

b.) 弁護士会、要請を断る

県民健康管理の在り方に疑問

ア.) 県民健康管理調査を非改善

イ.) 県民に不開示

→何のための調査か不明

c.) 「不安の解消」から「健康維持」へ
ア.) 見直す方針を表明
改善策だけでは不十分
イ.) メディアを選別し記者会見
→ 未反省

d.) 範囲が狭い

ア.) 対象地域が福島県内

イ.) 甲状腺検査のみ

→ チェルノブイリ事故からの教訓が皆

無

e.) アクセスする権利を否定
自分の医療記録を不拝見
→ 重要な意思決定に被災者を不参加

8.原子力規制委員会

a.)国の責任

ア.)法令上の基準、政策上の目標が混

同

県民に不信感、不安が増幅

イ.)安全の明確な基準が必要

b.)異論

ア.)放射線による発がんリスク
被曝線量は未確認

イ.)国の責任、国の管理
異論を後退

c.)チェルノブイリでは
甲状腺がん以外の情報
→隠ぺい

d.)批判の理由
健康管理調査
ア.)県民は不毛
イ.)不安の解消は結果

9.直接インタビュー

a.) 専門家は何を

ア.) 悔しさと反省に違和感

イ.) 隠ぺいによる不信感

b.) 人々の不信の根はどこに

被曝による不信

ア.) 福島原発事故よりはるか前

イ.) 被曝による健康影響の過小評価

c.)山下副学長の業績

：県民健康管理調査の検討委員会の座長

：県立医大の副学長

ア.)研究者として20年間チェルノブイ
リ医療協力

イ.)15年間セミパラチンスク地域の医
療支援

：旧ソ連の核実験場

d.)過去の著述

ア.)「広島、長崎じゃない。これからは福島、福島、福島」

イ.)「ニコニコ笑っている人には放射能は来ません。」

→100ミリシーベルトまでは大丈夫

e.)原爆による健康影響について

被爆者のデータは放射線防護基準

→ポジティブが重要

f.) 山下副学長インタビュー

ア.)不安の解消という調査目的
：見直すべき

イ.)原子力発電について
技術、進歩
善悪を超越